

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 建設部建築課

番号 3

許認可等の内容		入居の承継
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市営住宅条例第15条
審査基準	関係条項	公営住宅法第27条第6項、公営住宅法施行規則第12条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 原則として入居者が死亡、又は離婚・婚姻により退去するとき。</p> <p>2 名義を引き継ぐ者が入居名義人の同居者で次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1)配偶者（婚約及び内縁関係にある者を含む。）</p> <p>(2)高齢者（60歳以上）</p> <p>(3)障害者（障害者手帳のある者）</p> <p>(4)特に居住の安定を図る必要がある者で次に掲げる者</p> <p>① 母子世帯のうち子の年齢が18歳以下の者</p> <p>② その他特に居住の安定を図る必要がある者</p> <p>3 承認後の世帯の月収が313,000円を超えないこと。</p> <p>4 家賃の滞納が3ヶ月以上ないこと。</p> <p>その他特に居住の安定を図る必要がある者については、個々の申請について、個別に判断する必要があるため、設定していない。</p>
	参考事項	平成17年12月26日付 国住総第138号「公営住宅管理の適正な執行について」
	設定等年月日	平成9年9月30日設定（平成25年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数約30日（休日を含む）
	設定等年月日	平成9年9月30日設定（平成25年4月1日最終変更）